

龍谷大学社会学部同窓会 ゼミ同窓会活動等促進事業
ゼミ同窓会活動等への補助費の交付に関する規約

1. 趣旨

本事業は、社会学部同窓会の活動の促進のため、基盤となるゼミ同窓会活動等への補助を行うことによりその活性化を図ることを目的とする。

2. 補助の対象活動

本事業による補助の対象活動は、社会学部同窓会員（以下、「会員」という。）が主催し、会員の相互の交流、親睦を図ることを目的とする次の活動とする。ただし、原則として当該活動において、出席会員数が次の要件に満たない場合は、補助の対象外とする。

- 1) ゼミ・クラス同窓会等の活動（出席会員数 5 名以上）
- 2) 専門能力及び知識向上を目的として行う勉強会等の活動（出席会員数 7 名以上）
- 3) その他社会学部同窓会が認めた活動（出席会員数 10 名以上）

3. 補助の対象経費

本事業による補助の対象経費は、次の経費とする。

1) 事務費

- ・ 施設借用料（行事開催に伴う会場使用料）
- ・ 印刷製本費（資料コピー代）
- ・ 備品費（当日運営に関わる必要備品代）
- ・ 雑費（当日の菓子・飲み物代等）

2) 懇親会費

- ・ 懇親会費（弁当・飲食店他ケータリング等を活用しての飲食代費）

3) その他社会学部同窓会が必要と認める経費

4. 補助の基準

本事業による補助は、以下のとおり行うこととする。ただし、いずれの経費においても精算内容の合計金額を超えないものとし、1つの活動に対する助成は第3項に定める対象経費の合計が10万円を越えないものとする。なお、理事会で別途協議が必要と判断した場合は、この限りではない。

- 1) 事務費は、出席会員数にかかわらず、15,000円を上限とし実費を支給する。
- 2) 懇親会費は、右の計算式により算出する。3,000円×出席会員数
- 3) 証憑類の提出がない場合は補助の対象外とする。

- 4) 活動において、多部制（講演会・勉強会后、懇親会を行う等の形態）で開催する場合、懇親会費の補助申請は、懇親会出席会員数（信憑書類に対する出席会員数）分のみを対象として計上する。また、多部制開催の申請がなされていない場合においても、事実上、多部制開催の場合は本基準を適用する。

5. 申請手続き

本事業による補助を申請する場合は、申請しようとする活動の実施日の 1 ヶ月前までに以下の書類を社会学部同窓会に提出することとする。

- 1) ゼミ同窓会活動等補助費交付申請書（様式 1）
- 2) 出席予定者名簿（様式 3-1・様式 3-2）
- 3) 開催スケジュール・開催場所などの詳細がわかる内容が記載された案内状

6. 補助の決定

本事業による補助の実施及び補助費の額は、理事会の承認を得て会長が決定する。

7. 活動の報告

補助の決定を受けたものは、活動を実施した後 1 ヶ月以内に以下の書類を社会学部同窓会に提出することとする。

- 1) 補助費請求書（様式 2-1・様式 2-2）各 1 部（証憑類を添付のこと）
- 2) 出席者名簿（様式 3-1・3-2）
- 3) 活動報告書（様式 4）
- 4) 出席会員全員を撮影した集合写真（多部制の場合は各部の集合写真）1 部

8. 補助費の交付

社会学部同窓会は、活動の報告を受けた後 1 ヶ月以内に補助金を支給する。

9. 情報の公開

社会学部同窓会は、総会または同窓会ホームページや校友会報等において、補助を実施した活動を公表する。

10. 附則

この規約は、1998 年 3 月 19 日より施行する。

附則（2 項、3 項、5 項、様式 1 改正）

この規約は、2007 年 6 月 9 日より施行する。

附則（2 項、3 項、6 項、8 項、様式 1 改正）

この規約は、2009 年 6 月 6 日より施行する。

附則（3項、6項、7項、様式1、様式2改正）

この規約は、2014年6月8日より施行する。

附則（2項、3項、4項、6項、様式1、様式2改正、様式3新設）

この規約は、2015年10月1日より施行する。

附則（2項、3項、4項、5項、7項、様式1、2、3改正、様式4新設）

この規約は、2017年10月28日より施行する。